第九条第一項の表市町村の項第九号1を次のように改める。

1	16
一　密度補正Ⅰに該当する場合　四	は、障害福祉サービスのうち旧体系施設入所・通所利用者（旧法施設支援利用者（入所）及び旧法施設支援利用者（通所）を合算した数とする。

一を、七、四診療報酬点数表に定める脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）の注2に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
二　七、四診療報酬点数表に定める運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の注2に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
三　七、四診療報酬点数表に定める運動器リハビリテーション料（Ⅱ）の注2に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
四　七、四診療報酬点数表に定める運動器リハビリテーション料（Ⅲ）の注2に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
五　七、四診療報酬点数表に定める呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）の注2に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
六　七、四診療報酬点数表に定める呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）の注2に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
七　七、四診療報酬点数表に定める認知症患者リハビリテーション料の注2に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
八　七、四診療報酬点数表に定める脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）の注3に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
九　七、四診療報酬点数表に定める運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の注3に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
十　七、四診療報酬点数表に定める運動器リハビリテーション料（Ⅱ）の注3に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
十一　七、四診療報酬点数表に定める運動器リハビリテーション料（Ⅲ）の注3に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
十二　七、四診療報酬点数表に定める呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）の注3に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
十三　七、四診療報酬点数表に定める呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）の注3に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
十四　七、四診療報酬点数表に定める認知症患者リハビリテーション料の注3に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
十五　七、四診療報酬点数表に定める脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）の注4に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
十六　七、四診療報酬点数表に定める運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の注4に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
十七　七、四診療報酬点数表に定める運動器リハビリテーション料（Ⅱ）の注4に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
十八　七、四診療報酬点数表に定める運動器リハビリテーション料（Ⅲ）の注4に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
十九　七、四診療報酬点数表に定める呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）の注4に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
二十　七、四診療報酬点数表に定める呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）の注4に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
二十一　七、四診療報酬点数表に定める認知症患者リハビリテーション料の注4に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
二十二　七、四診療報酬点数表に定める脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）の注5に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
二十三　七、四診療報酬点数表に定める運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の注5に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
二十四　七、四診療報酬点数表に定める運動器リハビリテーション料（Ⅱ）の注5に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
二十五　七、四診療報酬点数表に定める運動器リハビリテーション料（Ⅲ）の注5に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
二十六　七、四診療報酬点数表に定める呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）の注5に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
二十七　七、四診療報酬点数表に定める呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）の注5に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
二十八　七、四診療報酬点数表に定める認知症患者リハビリテーション料の注5に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
二十九　七、四診療報酬点数表に定める脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）の注6に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
三十　七、四診療報酬点数表に定める運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の注6に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
三十一　七、四診療報酬点数表に定める運動器リハビリテーション料（Ⅱ）の注6に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
三十二　七、四診療報酬点数表に定める運動器リハビリテーション料（Ⅲ）の注6に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
三十三　七、四診療報酬点数表に定める呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）の注6に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
三十四　七、四診療報酬点数表に定める呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）の注6に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。
三十五　七、四診療報酬点数表に定める認知症患者リハビリテーション料の注6に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た病院において、発症後百八十日以内の期間に当該リハビリテーションを行った場合は、一単位を加算する。